

「申請に対する処分」基準等公開票（法律又は命令）

許認可等の名称	河川区域内における土地の占用及び工作物等の設置許可	
根拠法令・条項	河川法第24条、第26条	
所 管 課	土木 部	河川水路 課
審 査 基 準	<p>以下の項目に該当すること。</p> <p>1. 占用許可の際の共通方針          次の全ての事項に該当する場合に限り許可することがある。          ①当該占用により治水上又は利水上の支障を生じない場合。          ②当該占用により河川の自由使用を著しく妨げない場合。          ③当該占用が河川整備計画等に沿ったものである場合。          ④当該占用が河川及びその周辺の土地利用の状況、景観その他自然的及び社会的環境と調和している場合。</p> <p>2. 工作物の設置を目的とした土地の占用の基本方針          ① 1. の共通方針を満たしていることに加え、当該工作物を河川区域内の土地以外に設けることが困難であり、かつ、工作物の設置が必要やむを得ない場合に限り、必要最小限度の範囲で許可することがある。          ②当該工作物の構造が技術基準（「河川管理施設等構造令」（昭和51年7月20日政令第199号）、「堺市準用河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例」（平成24年12月14日条例第72号）、「工作物設置許可基準」（平成6年9月22日建河治発第72号）に合致しており、既存の河川管理施設の損傷や流水阻害の恐れがないこと。</p> <p>3. 占用を認める者          ①原則として国、地方公共団体、公共法人（公社等）、その他これらに準ずる公的主体に認める。          ②工作物の設置を目的とする土地の占用については、公的主体以外の者であっても、必要やむを得ないと認める場合であれば許可することがある。          ③河川区域内の土地を一時的に占用する場合については、公的主体以外の者に対しても認めることがある。</p>	
標準処理期間	標準処理期間	土地の占用及び工作物等の設置許可申請受付から14日間
	標準処理期間を設定できない理由	